MVNO様向け標準プラン（WiMAX +5G編）

UQコミュニケーションズ株式会社

2024年8月

はじめに

本資料は、当社網を利用したMVNOサービスの提供をご検討される事業者様向けに、事業計画を策定する上で必要となる当社のMVNO様向け標準プランの概要をご説明するものです。

詳細な条件等については、個別の協議にて順次開示・ご説明させていただきますが、本資料を貴社MVNO事業のご検討にお役立ていただけましたら幸いです。

※本資料の無断転載・複製を禁じます。
※記載内容については今後変更になることがあります。

© 2024 UQコミュニケーションズ

目次

1. ご提供内容
   1. 概要
   2. 標準プラン
   3. 月額料金～回線費用～
   4. 月額料金～プラスエリアモードオプション～
   5. 通信モード
   6. 速度制限
   7. 各種手数料
   8. 契約形態
2. 各種対応
   1. 各種対応
   2. 情報システム連携
3. 手続き
   1. 債権保全に関するお願い
   2. 標準的な処理期間
4. その他
   1. 標準プラン以外の扱い
   2. 電気通信事業に係る各種ルールの遵守について
   3. 情報提供のお願い
   4. お問い合わせ先

© 2024 UQコミュニケーションズ

1. ご提供内容

1. 概要

WiMAX +5Gに対応したMVNO様向け標準プランの対象および範囲は以下の通りです。

項目	説明	備考
提供先 （対象事業者）	電気通信事業法等に基づき、電気通信事業者としての登録または届出を実施した事業者	登録/届出電気通信事業者であること（見込みを含む）が申込条件です。
利用端末	UQの指定する試験により認証されたWiMAX +5G対応機器(モバイルルーター等)がご利用いただけます。	WiMAX +5G対応機器はご要望に応じて当社より販売いたします。
UIMカード	当社よりMVNO様へ貸与	MVNO様が自己のエンドユーザに貸与される際には、UQ通信サービスにおける貸与条件と同等の条件を課していただく必要があります。

提供サービスや提供エリアや通信速度は、UQ通信サービス契約約款に規定するUQ通信サービスに準じます。

© 2024 UQコミュニケーションズ

2. 標準プラン

- 当社がインターネット接続も含めて提供します。
- 通信設備の手配・運用が不要です。

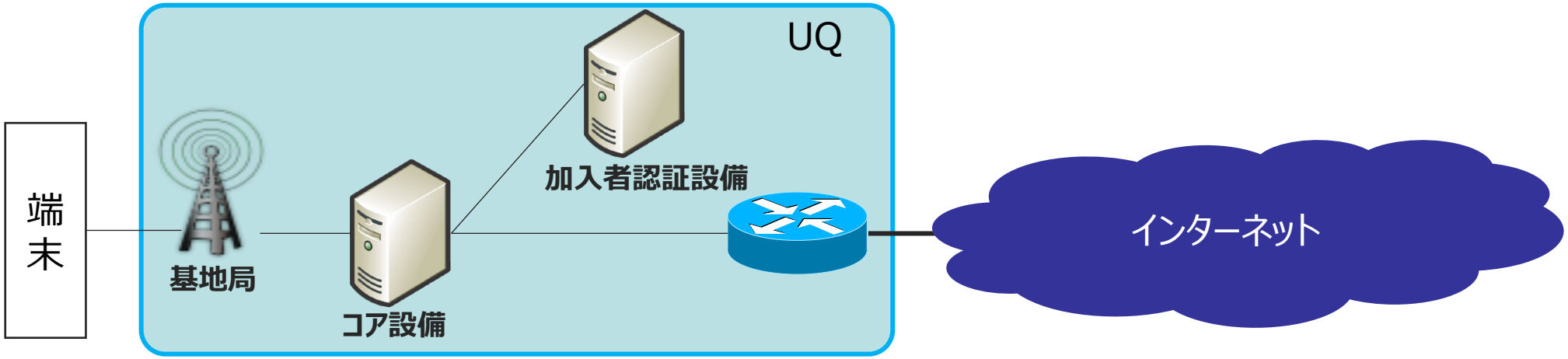

© 2024 UQコミュニケーションズ

3. 月額料金～回線費用～

● 標準プラン料金は以下の通りです。

（1回線ごとに月額）

区　　分		料金額（税抜）
基本使用料 （第1種UQ卸通信サービス）	5G・2年無制限プラン（自動更新あり）	3,304円
	5G・無制限プランⅡ	3,424円
基本使用料 （第2種UQ卸通信サービス）	5G SA・2年無制限プラン	3,304円
	5G SA・無制限プラン	3,424円
ユニバーサルサービス料（2024年4月時点）		2円
電話リレーサービス料（2024年4月時点）		1円

※ 「5G・2年無制限プラン（自動更新あり）」および「5G SA・2年無制限プラン」の契約期間は2年間とし、適用開始日を含む月の翌月を1ヵ月目とします。解約のお申し出がない場合、更に2年間の契約として自動更新となります。契約満了月の当月、翌月、翌々月の3ヶ月間を更新期間とし、更新期間以外に解約または期間条件のない料金プランへのプラン変更の申込みがあった場合は、定期プラン廃止料として1,000円（税抜）をお支払いいただきます。

※ 基本使用料は、利用日数に応じて日割りします。その他の料金は日割りしません。

※ ユニバーサルサービス料は、基礎的電気通信役務提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算定された額を適用します。

※ 電話リレーサービス料は、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和２年総務省令第110号）により算定された額を適用します。

※ 最低利用回線数を1,000回線とします。ご提供開始から1年経過以降に 1,000回線に満たない月は、その不足分に対して当社が別途定める金額をお支払いいただきます。

© 2024 UQコミュニケーションズ

4. 月額料金～プラスエリアモードオプション～

- **スタンダードモードより広いエリアで利用可能です。**
- **利用時はオプション料金が追加で発生します。**

（1回線ごとに月額）

区　　分	料金額（税抜）
プラスエリアモードオプション料	1,000円

※ ご利用にあたってはプラスエリアモードに対応した端末が必要です。通信モードの詳細は次頁以降をご確認ください。
※ 上記月額料金はプラスエリアモードによる通信を行った回線について自動的に課金されます。日割りはありません。
※ プラスエリアモードによりプラスエリアモードオプションを利用する場合、通信量に応じた速度制限があります。速度制限の詳細は9頁をご確認ください。

© 2024 UQコミュニケーションズ

5. 通信モード

●以下の通り対応端末上で通信モードの切り替えが可能です。

端末で切替

	利用可能な通信			利用可能なエリア
	WiMAX 2+	au 4G LTE	au 5G	
スタンダードモード	○	○	○	WiMAX 2+と同等のエリア
プラスエリアモード	○	○	○	auサービスと同等のエリア

・各モードで利用可能なエリアは、UQ WiMAXホームページのエリアマップをご確認ください
https://www.uqwimax.jp/wimax/area/
・端末の仕様により利用可能な通信モードが異なる場合があります。

© 2024 UQコミュニケーションズ

6. 速度制限

●通信量に応じた速度制限があります。

	適用基準	対象の通信モード	制限内容
第1種UQ卸通信サービス	月間通信量が15GB超過	プラスエリアモード	月間通信量が15GBを超過した場合、月末まで送受信が128kbpsに制限されます。スタンダードモードの通信は制限されません。
第2種UQ卸通信サービス	月間通信量が30GB超過	プラスエリアモード	月間通信量が30GBを超過した場合、月末まで送受信が128kbpsに制限されます。スタンダードモードの通信は制限されません。

＜その他＞
※ 一定期間内に大量のデータ通信のご利用があった場合、混雑する時間帯の通信速度を制限する場合があります。
※ エリア混雑状況により速度を制限する場合があります。
※ ネットワークの継続的な高負荷などが発生した場合、状況が改善するまでの間、サービス安定提供のための速度制限を行う場合があります。

© 2024 UQコミュニケーションズ

7. 各種手数料

- 下表のとおり当社電気通信設備との接続に係る料金を設定いたします。

区　　分	内　　容	料金額（税抜）
登録料	新規に回線を開通したときに発生する手数料	3,000円/1回線
UIMカード再発行手数料	UIMカードの再発行を行ったときに発生する手数料	2,000円/1件

© 2024 UQコミュニケーションズ

8. 契約形態

● 契約形態は以下のとおりです。

区　　分	契約形態
標準プラン	「UQ卸通信サービス利用規約【WiMAX ＋5G編】」に基づき 卸電気通信役務としてご提供

© 2024 UQコミュニケーションズ

2. 各種対応

1. 各種対応

● 回線開通、保守対応等は以下の通りです。

【回線開通・エンドユーザーサポート等】
- MVNO様契約者回線の開通にあたっては、当社が別に定める方法によるものとします。
- エンドユーザー情報はMVNO様にて管理いただきます。
- エンドユーザーサポート（問合せ対応、障害対応等）の対応はMVNO様にて実施いただきます。
  内容の切り分け後、必要に応じて当社との連携を行います。

【保守対応】

無線区間およびUQ設備の保守対応は、365日24時間(＊)実施致します。

＊障害の範囲もしくは規模によっては、早期の復旧が困難な場合があります。

© 2024 UQコミュニケーションズ

2. 情報システム連携

- **原則として、以下の種類に関する情報システム連携が必要となります。**
- **情報システム連携の詳細については、個別協議とさせていただきます。**

【情報システム連携の種類】
- サービスオーダー（SO）の投入に係る連携（回線登録/解除等）
- 通信明細情報等の提供に係る連携　他

© 2024 UQコミュニケーションズ

3. 手続き

1. 債権保全に関するお願い

●滞納の恐れがあると当社が判断したMVNO様は担保措置が必要です。

書類提出のお願い

以下の書類について、税務申告書に添付する直近2期分を提出していただきます。
✓貸借対照表
✓損益計算書

担保措置が必要となる要件

以下のいずれかに該当する場合は担保措置を要することとします。
✓法人設立後、初回の決算を迎えていない事業者様
✓過去１年以内に負担すべき金額を滞納したことがあるとき
✓直近の決算において債務超過であるとき
✓当社が指定する信用評価機関の信用評価において、当社が別に定める基準に該当するとき
✓前述の「書類提出のお願い」に関し、合理的な理由がなく応じていただけないとき

必要な担保措置

MVNO様が負担すべき金額として、月ごとに想定される負担額の4ケ月分に相当する額を預託金として預け入れていただきます。
※詳細条件については、個別協議の中でご説明いたします。

© 2024 UQコミュニケーションズ

2. 標準的な処理期間

● 標準的な手続き＆処理期間に基づき公平に取り扱います。

➢守秘義務契約締結　　：　技術条件、各種規約の開示にあたり必要となります。

➢事前相談　　：　申込書の記載方法等、ご不明な点について適宜実施いたします。

情報システム連携無し

➢卸契約申込書の提出

➢ 卸契約の締結/回線開通
（概ね1.5ヶ月）

- 審査に問題が無ければ、卸契約が成立します。

情報システム連携有り

➢検討依頼書の提出：必要事項をご記入の上、ご提出いただきます。

➢接続協議実施（1~2ヶ月）
- 検討依頼書にもとづき、審査・詳細協議いたします。

➢ 検討結果通知/接続申込/契約締結（概ね1ヶ月）
- 詳細協議に結果についてご回答いたします。
- 問題がなければ、接続・設備構築等に必要な契約を締結します。

➢接続準備（最短3ヶ月）
- 接続用設備の構築等、接続に必要な準備を行います。

サービス提供開始

© 2024 UQコミュニケーションズ

4. その他

1. 標準プラン以外の扱い

- 標準プラン以外のご要望でも協議に応じます。
- ただし、標準プランでのご提供を優先させていただきますので、個別協議の実施はお待ちいただく場合があります。

© 2024 UQコミュニケーションズ

2. 電気通信事業に係る各種ルールの遵守について①

- **当社へのお申込ならびにMVNOサービスの提供にあたっては、電気通信事業法の手続きその他各種業界ガイドラインを遵守いただく必要があります。**

電気通信事業の登録・届出

✓当社へのお申込にあたっては、電気通信事業者として登録・届出を実施いただく必要があります。
✓登録・届出の方法については、総務省HP　電気通信事業参入マニュアル等を参照願います。
（ https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/mvmo02_03.html ）
✓お申込に際して、MVNO様が電気通信事業者であることを確認させていただきます。

消費者保護ルールの遵守

行政ガイドラインや業界ルールを遵守いただき、消費者に適切に対応いただくようお願いいたします。
特定のMVNO様にて消費者トラブルが多発した場合、卸契約解除や回線提供停止を行う場合があります。

✓電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン（総務省ガイドライン）
✓電気通信事業者の営業活動に関する自主基準　（業界団体ガイドライン）
✓電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン（業界団体ガイドライン）
✓このほか、地方自治体の消費生活センター様より消費者からの苦情・相談への対応依頼があった場合には、適切に対応いただくようお願いいたします。

※ 上記は当社が電気通信サービス提供上最低限必要と考えられる事項・お願い事項を記載したもので、MVNO様が法令上遵守すべき義務や手続きの全てを網羅し当社が保証するものではありません。MVNO様が事業継続上必要な電気通信事業法その他の法令上の義務や必要な手続きについては、自らの責任において確認いただき、必要な措置を実施いただきますようお願いいたします。

© 2024 UQコミュニケーションズ

2. 電気通信事業に係る各種ルールの遵守について②

- **WiMAX +5GサービスのWiMAX 2+通信は電気通信番号を使用します。MVNO様におかれましても、電気通信番号制度の遵守をお願いいたします。**

番号使用計画の作成等

✓WiMAX 2+は二種類の電気通信番号(070番号、IMSI(契約回線識別番号：SIMに割り当てられる番号))を使用するため、MVNO様において番号使用計画を作成いただく必要があります。
✓毎年度、総務省へ番号使用数等を報告する必要もあります。
✓電気通信番号を使用するための手続については、以下の総務省HPを参照願います。
（ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html ）

販売代理店届出制度

✓電気通信事業者等から委託を受けて電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者（いわゆる販売代理店)は届出が必要となりましたので、ご注意下さい。
✓販売代理店届出制度については、以下の総務省HPを参照願います。
（ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html ）

※ 上記は当社が電気通信サービス提供上最低限必要と考えられる事項・お願い事項を記載したもので、MVNO様が法令上遵守すべき義務や手続きの全てを網羅し当社が保証するものではありません。MVNO様が事業継続上必要な電気通信事業法その他の法令上の義務や必要な手続きについては、自らの責任において確認いただき、必要な措置を実施いただきますようお願いいたします。

© 2024 UQコミュニケーションズ

3. 情報提供のお願い

● 電気通信事業報告規則に基づき、MVNO様から情報を提供いただきます。

MVNO様からご提供いただく情報

対象：契約者数が１万以上のMVNO様
項目：MVNO様とエンドユーザ様との契約数
単位：都道府県ごと
時期：四半期末時点
期限：四半期経過後15営業日以内

⇒

名義数ではなく、回線数でカウント願います。

（例）1法人契約で、5回線利用　⇒　契約数は5となります。

＊電気通信事業報告規則（「報告規則」）に基づき、他のMNOに係るMVNOサービスによるものを含めた契約数の合計が３万以上のMVNO様は、UQへの情報提供に加え、総務省への直接報告が必要となります。

ご報告いただく根拠（法制度上の規定）

・報告規則様式第13（UQから総務省に報告する様式）の記載注に基づき県別の契約数をご報告いただきます。

> 3　他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該電気通信事業者の契約数を自らの契約数として含めること。なお、当該電気通信事業者の契約数を、当該電気通信事業者の各契約者の住所に基づき都道府県別に把握できる場合には、当該都道府県ごとに自らの契約数として含めること。

・なお、報告規則の改正により、様式第13の第2表※として、UQは総務省に対して、契約数が3万以上／未満に分類した形で、MVNO事業者の個社名の報告を行います。

＊このほか、電波法等各種法規制に基づく情報提供（電波の利用状況の調査など）について、必要に応じて適宜ご依頼させていただきます。

© 2024 UQコミュニケーションズ

4. お問い合わせ先

【MVNOに関する代表窓口】

渉外部門

※当社ホームページ内「協議申込」より、メールに必要事項をご記入の上、
ご連絡ください。

https://www.uqwimax.jp/company/kyogi/

© 2024 UQコミュニケーションズ